daily コラム

2017年12月26日(火)

〒810-0001

福岡市中央区天神 2-8-49 ヒューリック福岡ビル 7階

税理士法人かさい会計

TEL 092-771-4421 FAX 092-771-1417

Email info@kasai-grp.co.jp

平均原価法の期間の取り方 総平均法と移動平均法

「総平均法」は簡便だがタイムリーでない

取得した棚卸資産の平均原価を算出し、 期末棚卸資産の価額(払出単価)を算定す る方法を「平均原価法」といい、「総平均法」 と「移動平均法」の2種類があります。

「総平均法」は、一定期間ごとに(期首棚 卸高+期中受入高)をこれらの総数で割り 単価を求める方法です。簡便なのですが、 一定期間が終了し、締めてみないとその期 の払出単価を把握できないのが欠点です。

〈「総平均法」の商品有高帳〉

	期首・受入	払出・期末
①期首	4個/¥56(@¥14)	
②仕入	4個/¥48(@¥12)	
③売上		6個(@¥11.5)
④仕入	8個/¥80(@¥10)	
⑥期末		10個(@¥11.5)

上の例では総平均法による払出単価は、 (①期首¥56+②仕入¥48+④仕入¥80)/総数 16個=@¥11.5となります。

払出単価が随時把握できる「移動平均法」

一方、「移動平均法」は受入の都度、平均 単価を改定する方法です。この方法によれ ば、随時単価を把握することができますが、 継続記帳が必要で、手間がかかる方法です。

先程の例に移動平均法を用いる場合、③

の払出単価は(期首①¥56+仕入②¥48) ÷ 総数8個=@¥13、期末の在庫の単価は、(③ 売上後在庫2個×@¥13+④仕入¥80)÷総数 10個=@¥10.6となります。

〈「移動平均法」の商品有高帳〉

	期首・受入	払出・期末
①期首	4個/¥56(@¥14)	
②仕入	4個/¥48(@¥12)	
③売上		6個 (@¥13)
④仕入	8個/¥80(@¥10)	
⑤期末		10個 (@¥10.6)

「期間の取り方」は通達を参考に!

法人税では「総平均法」は「期別総平均法」、「移動平均法」は「その都度移動平均法」を基本として考えていますが、通達では「総平均法」は「6か月ごと」「月別」、「移動平均法」は「月別」で行うことも認めています。「月別総平均法」と「月別移動平均法」と「月別移動平均法」は実は全く同じになるのですが、それでれ「総平均法」と「移動平均法」の一とされています。過去の判例では、上半期が異常であったため採用した「期末前2か月間の総平均法」が「総平均法」に該当するものか否か争われた例があります。



「期別総平均法」を「月 別総平均法」にしても 評価方法の変更には 該当しません